

令和3年7月13日

## 国家戦略特区における規制緩和項目（既存メニュー）の活用に係るニーズ調査

国家戦略特区は、世界で一番ビジネスをしやすい環境を作ることを中心に、地域を限定した規制緩和を行う規制改革制度です。

沖縄県においては、平成26年5月1日付けで全域が国家戦略特区に指定されており、現時点で当該制度に基づく69項目の規制緩和が活用できる状況にあります。

つきましては、下記のとおり沖縄県内で当該規制緩和項目（既存メニュー）を活用する事業者等のニーズ調査を行うこととしましたので、ご協力いただけますようお願いいたします。

### 記

1. 調査内容：沖縄県内で国家戦略特区における規制緩和項目を活用して事業を実施しようとする事業者等のニーズ調査
2. 提出様式：別添様式「既存メニュー活用ニーズについて」
3. 提出方法：メール
4. 留意事項：  
※提出内容について、電話・メール等による問い合わせを行う場合があります。  
※ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。
5. 参考資料：国家戦略特区において活用可能な規制緩和項目一覧  
※詳細は以下ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/chosei/tokku/kizonmenu.html>
6. 提出・問い合わせ先  
沖縄県企画部企画調整課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
電話：098-866-2026  
メール：[aa010006@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa010006@pref.okinawa.lg.jp)  
担当：照屋、上江田

以上